



熱損失防止改修住宅（省エネ改修住宅）に係る
固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

（あて先）姫路市長

住所（所在地）

()

納税義務者 氏名（名称）

電話番号 ()

下記の家屋は、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項若しくは同法第15条の9の2第4項又は第5項の熱損失防止改修住宅（省エネ改修住宅）に該当するため、固定資産税の減額対象である旨を、姫路市市税条例附則第11条の3第9項の規定に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋の表示	所在	姫路市		
	家屋番号		登記年月日	年 月 日
	構造		建築年月日	年 月 日
	種類		①省エネ改修費用の総額	円
	床面積	m ²	②補助金等の額	円
	改修工事が完了した年月日	令和 年 月 日	③差引額(①-②)	円
備考	(工事完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由)			

(注) 1 この申告書は、当該熱損失防止改修住宅に係る改修工事が完了した日から3月以内に、下記の書類を添付して資産税課に提出してください。

2 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

【添付書類】

① 納税義務者の方の住民票の写し

※申請書に納税義務者のマイナンバーを記載した場合は、添付不要です。ただし、番号法に定める本人確認を実施しますので、番号確認資料と身分証明書の提出が必要です。

② 増改築等工事証明書（地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修（省エネ改修）工事が行われたことを証する書類）

※ 証明書は建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行

※ 建築士が証明を行う場合は、建築士の免許証のコピーを添付してください。

③ 補助金等の交付を受けた場合は国又は市の支給決定通知書の写し

④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する通知書の写し（認定長期優良住宅の場合）